

## ●男女が共に生き生きと働く職場づくり

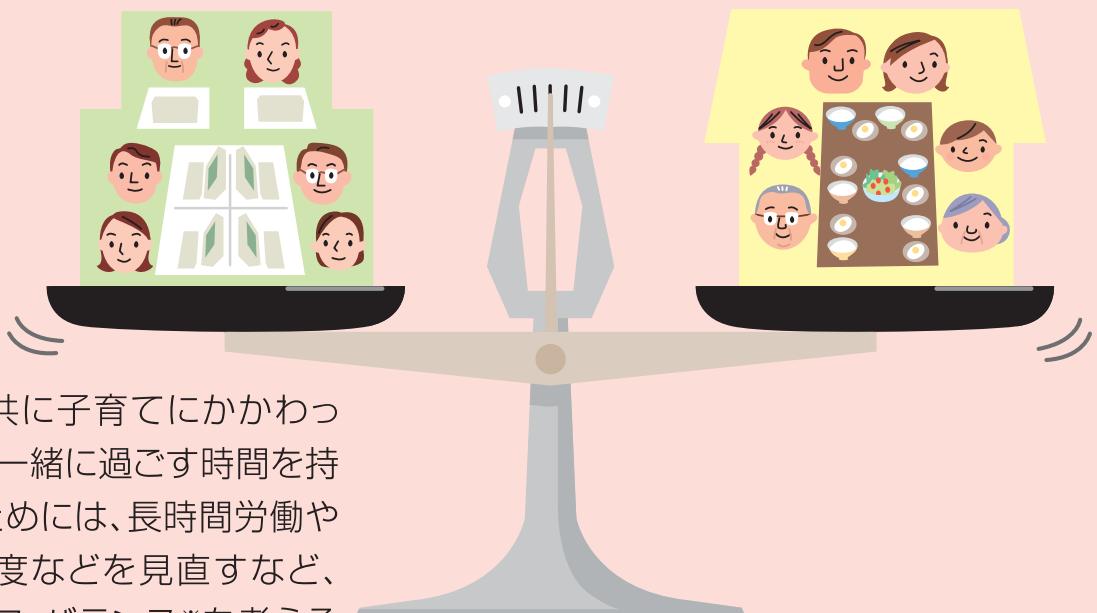
男女が共に生き生きと働くためには、性別による権利侵害や差別的な扱い、個人の職業能力の発揮に重大な悪影響を及ぼすセクシュアル・ハラスメント\*をなくさなくてはいけません。また、事業主は性的な言動などにより就業環境が害されることのないよう必要な措置をしなければなりません。

\*セクシュアル・ハラスメント

「職場などの継続的な人間関係における相手の意に反する性的な言動及び、それによって不利益を与えること」をいいます。



## ●仕事も家庭もバランス良く



働く男女が共に子育てにかかわったり、家族と一緒に過ごす時間を持ったりするためには、長時間労働や育児支援制度などを見直すなど、ワーク・ライフ・バランス\*を考えることが必要です。

\*ワーク・ライフ・バランス…「仕事と生活・家庭の調和」のことをいいます。

# 地域の中での男女共同参画

## ● 地域活動は積極的に

住み良い地域づくりを進める上で、住民の皆さんの協力は欠かせないもの。開催の曜日や時間帯などの工夫、仕事中心のライフスタイルの見直しなどで、男性も女性も地域活動に参加できるようになります。



## ● 地域活動では誰もが主役



まちづくりや防災、環境などさまざまな分野にわたる地域活動。地域に住む誰もが性別や年齢に関係なく参画することができます。

## ○まちづくりに参画しましょう

地域のまちづくりには、皆さんと考えや意見が欠かせないものです。より快適で住み良いまちをつくるために、積極的にまちづくりに参画しましょう。



## 暮らしの中での男女共同参画

### ○一人ひとりの個性や夢を大切に



一人ひとりの個性や夢は性別によって左右されるものではありません。大切なのはそれぞれの個性を伸ばし、自分らしさを発揮できるようにすることです。

## ○一人ひとりの人権が尊重される社会へ

女性の3人に一人が配偶者などから何らかの暴力を受けたことがある\*とされています。また、暴力にはさまざまな表れ方があります。親しい関係の中でも暴力は人権侵害です。暴力の根絶に向け、すべての人への暴力を容認しない社会を築くことが必要です。



※平成19年度男女共同参画白書(内閣府)より

## ○みんな輝いて



男性も女性も、大人も子どもも、お年寄りも若者も、みんなが生き生きと輝いて生きる社会の実現を、男女共同参画は目指しています。そのためには、一人ひとりが大切にされ、個性と能力を発揮できるよう、お互いの理解と協力が必要です。

このリーフレットで紹介した事例をはじめ、男女共同参画は皆さんに身近な家庭や地域、職場など社会のあらゆる場面に存在しています。皆さんのちょっとした勇気や発想の転換など一人ひとりの小さな取り組みの積み重ねが、男女が共に支え合いながらそれぞれの個性と能力を發揮することができる社会、いわゆる男女共同参画社会の実現につながります。皆さんも自分のできることから始めてみませんか。



## ○国では…

国では、男女共同参画社会の実現を21世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する取り組みを推進するため、平成11年に男女共同参画社会基本法を制定し、これに基づき男女共同参画基本計画を策定しています。

## ○札幌市では…



**札幌市男女共同参画センター**  
(北区北8条西3丁目札幌エルプラザ公共4施設内1・3・4階)  
開館時間／8:45～22:00  
休館日／年末年始及び施設点検日  
※施設利用方法などについては同センター(電話011-728-1222)まで、直接お問い合わせください。

**札幌市配偶者暴力相談センター**  
相談時間／平日8:45～20:00  
土日祝11:00～17:00  
(ただし、年末年始を除く)  
相談電話／011-728-1234  
※同センターのほか、各区保健福祉部健康・子ども課などでも、相談業務を行っています。

札幌市では、男女共同参画社会を実現するための基本となる理念や施策を盛り込んだ札幌市男女共同参画推進条例を平成14年に制定。これに基づき男女共同参画さっぽろプランを策定し、各部局においてさまざまな施策を取り組んでいます。

この条例では、5つの基本理念と3つの禁止事項を定めています。

### 条例の基本理念

- ① 男女の人権の尊重
- ② 社会における制度及び慣行についての配慮
- ③ 政策等の立案及び決定への共同参画
- ④ 家庭生活での活動と他の活動の両立
- ⑤ 性と生殖に関する健康と権利の尊重

### 禁止事項

- ① 性別を理由とする差別的取扱い(直接、間接を問わない)
- ② セクシュアル・ハラスメント
- ③ 配偶者等への身体的・精神的な苦痛を与える暴力的行為など

また、札幌市では、男女共同参画社会を実現するための市民のさまざまな活動を支援する拠点施設として、札幌市男女共同参画センターや、配偶者等からの暴力被害の相談窓口として、札幌市配偶者暴力相談センターを開設しています。(左記参照)

編集・発行

## 札幌市市民まちづくり局男女共同参画室男女共同参画課

〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目 電話.011-211-2962 FAX.011-218-5164  
E-Mailアドレス danjo@city.sapporo.jp  
ホームページアドレス <http://www.city.sapporo.jp/shimin/danjo/>

